

奈 情 審 第 6 1 号  
令和6年1月29日

奈良市長 様  
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会  
会長 浜口 廣久

行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について（答申）

令和3年6月21日付け奈総総第145号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第03-04号】

令和3年2月26日付け奈企第2097号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に係る審査請求について

(別紙)

答申：行文第 7 4 号

諮問：行文第 0 3 - 0 4 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

奈良市公営企業管理者が行った、令和 3 年 2 月 2 6 日付け奈企第 2 0 9 7 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分については、当該処分で特定した行政文書以外に対象となる行政文書を特定し、開示決定等すべきである。

### 第 2 審査請求の経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 3 年 1 月 1 8 日に、奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「**条例**」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市公営企業管理者（以下「**処分庁**」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

お客様センターの業務委託の内容、業務の進め方、公務員との分掌がわかる文書、業者が使用するスペースの使用権原に関する文書、業者より契約や業務遂行に当たり提出された文書、委託業者の職務規律に係る文書、業者の人員配置・人員管理、企業局から委託業者への指示方法に係る文書など委託業務に関し作成又は取得された文書。以上直近年度で委託している業者に係るもの（例えば、契約書、仕様書、行政財産使用許可書その他が想定される）

#### 2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定した。

- (1) 委託契約書（奈良市企業局営業業務包括業務委託）
- (2) 奈良市企業局営業業務包括業務委託について（令和 2 年 4 月 1 日決裁）
- (3) 営業業務包括業務委託の実施に伴う委託業務監督員について（令和 2 年 4 月 1 日決裁）
- (4) 統括業務責任者届（令和 2 年 4 月 1 日付け）
- (5) 各種業務責任者届（令和 2 年 4 月 1 日付け）
- (6) 業務従事者選任届（令和 2 年 4 月 1 日付け）
- (7) 現金取扱者選任届（令和 2 年 4 月 1 日付け）
- (8) 令和 2 年度委託業務実施計画（令和 2 年 4 月 1 日付け）

- (9) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（１２月分）  
（令和３年１月８日決裁）
- (10) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（１１月分）  
（令和２年１２月１０日決裁）
- (11) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（１０月分）  
（令和２年１１月９日決裁）
- (12) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（９月分）  
（令和２年１０月６日決裁）
- (13) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（８月分）  
（令和２年９月９日決裁）
- (14) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（７月分）  
（令和２年８月６日決裁）
- (15) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（６月分）  
（令和２年７月１０日決裁）
- (16) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（５月分）  
（令和２年６月９日決裁）
- (17) 奈良市企業局営業業務包括業務委託の検査結果について（通知）（４月分）  
（令和２年５月２１日決裁）

### 3 処分庁の決定

処分庁は、２の行政文書について、次の(1)から(4)までに掲げる本件対象行政文書の部分に応じ、当該(1)から(4)までに掲げる理由で部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行い、令和３年２月２６日付けでその旨を審査請求人に通知した。なお、受託事業者の職務規律に係る行政文書及び人員管理に関する行政文書については、受託事業者により管理運営されるべきもののため、作成又は取得していないとした。

- (1) ２の(1)から(17)まで ((3)を除く) のうち、法人代表者等印の印影 当該法人等に関する情報であって、当該印影が当該法人等の財産管理のために使用されている場合は、偽造されるなど第三者に悪用され、当該法人等の財産等の保護に支障が生じるため、条例第７条第３号に該当する。
- (2) ２の(2)から(17)まで ((3)を除く) のうち、受託事業者の従業員の住所、氏名、フリガナ、個人印印影、使用者番号及び水栓番号 個人に関する情報であり、特定の個人が識別できるため、条例第７条第２号に該当する。

### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和３年５月２５日付けで、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、奈良市長に対し、審

査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

理由提示に不備があり、不開示部分が不開示情報でない可能性を否定できない。

##### (2) 意見書

ア 本件開示請求の対象文書は、委託業務に関し作成又は取得された文書で、文書特定を容易にするために想定する文書を列挙しており、その中に、委託業者より契約や業務遂行に当たり提出された文書及び業務の進め方が分かる文書が含まれているが、その対象文書として次の文書が不足している。

##### (ア) 使用貸借契約書

委託契約書によると発注者が受注者に貸与又は支給する業務に必要な物品等については、受注者と発注者とが合意のうえ、別途、使用貸借契約を締結するものとする、とある。これを処分庁に問い合わせたところ、使用貸借契約を結んでいるとのことであるから、使用貸借に関する文書がある。

##### (イ) 再委託に関する文書

令和2年度委託業務実施計画には、メーター取替業務の現地作業は別の事業者へ再委託を予定していることが記載されている。これを処分庁に問い合わせたところ、再委託を承認しているとのことであった。委託契約書において、受注者は委託業務の一部を第三者に委託する際には、あらかじめ発注者の書面による承諾が必要であるとされているから、受託者から委託業務の再委託に関して提出された文書がある。

##### (ウ) 業務マニュアル

仕様書には、受託者は委託業務の業務マニュアルを作成し、発注者に提出し承認を受けなければならない、とある。業務マニュアルは委託業務に関し作成又は取得された文書として対象文書である。

イ 以上のとおり、本件開示請求の対象文書をすべて特定していない可能性があり、請求対象文書で漏れているものがあれば特定し開示すべきである。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約するとおおむね次のとおりである。

##### 1 弁明書

処分庁はお客さまセンターを業務委託しており、受託事業者はその雇用する職員の配置や管理、職員の勤務日休日の管理、職員の服務規律の管理を行っている。こうした受託事業者の職務規律に係る文書、人員管理に係る文書の提出は受けていない。

##### 2 口頭説明

受託事業者との契約は1年間の随意契約であるが、当該契約においては業務マニュアルの提出を受けていなかった。使用貸借に関しては物品の貸与に関する文書、また、再委託に関しては水道メーター取替業務を下請けに出しており、その承諾に関する文書をそれぞれ保有している。その他は確認できていない。

#### 第5 審査会の判断

審査請求人及び処分庁それぞれの主張を踏まえると、審査請求人は、本件処分において処分庁が特定した行政文書以外に請求対象となる文書が存在することを主張しており、本件対象行政文書の不開示部分については争っていないと認められる。したがって、当審査会は、本件事案について本件処分の文書特定の妥当性に限定して審査した結果、次のとおり判断した。

##### 1 本件処分の妥当性について

###### (1) 本件開示請求について

本件開示請求は、その開示請求書の記載に基づけば、処分庁が委託するお客さまセンターについて、当該業務委託の内容が分かるものや当該業務委託契約に基づいて処分庁が作成し、又は取得したもの等が対象と解される。審査請求人は本件処分で特定された行政文書以外にも、開示された業務委託の契約書に基づき、作成又は取得された行政文書があることを主張していることから、本件処分で特定された行政文書以外に請求対象となり得る行政文書が存在するかについて検討する。

###### (2) 文書特定について

###### ア 使用貸借契約書

審査請求人は、発注者が受注者に業務上貸与が必要な物品等については、委託契約書に基づき、別途使用貸借契約を締結するものとされていることから、処分庁が受託事業者に物品等を貸与しているのであれば、貸与に関

する行政文書が存在していることを主張している。本件開示請求書における「業者より契約や業務遂行に当たり提出された文書」の記載から、審査請求人の主張するような文書があれば本件開示請求の対象文書と解される。

これについて処分庁は、物品等を貸与しており、その際に取得した書面があるということであるので、当該文書を特定すべきである。

#### イ 再委託に係る文書

審査請求人は、受注者が受託業務の一部を第三者に委託する場合は、委託契約書に基づき、あらかじめ発注者の書面による承諾が必要であるので、再委託に関する文書が存在することを主張している。本件開示請求書の「業者より契約や業務遂行に当たり提出された文書」の記載から、審査請求人の主張するような文書があれば本件開示請求の対象文書と解される。

これについて処分庁は、水道メーターの取替業務の再委託を承認しており、その承認に関する文書があるということであるので、当該文書を特定すべきである。

#### ウ 業務マニュアル

審査請求人は、業務委託仕様書に基づいて、受注者は委託業務の処理基準を記載した業務マニュアルを作成して発注者に提出しなければならないので、当該マニュアルが存在することを主張している。本件開示請求書の「お客様センターの…業務の進め方…がわかる文書」及び「業者より契約や業務遂行に当たり提出された文書」の記載から、審査請求人の主張するような文書があれば本件開示請求の対象文書と解される。

これについて処分庁は、直近年度の業務委託契約として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間の契約を対象としたが、当該年度の事業者は、令和元年度まで業務委託契約していた事業者と同一であったことから改めて提出を受けていなかったと説明しており、本件開示請求において、業務マニュアルを特定すべきものであったとまでは言えない。

#### エ その他の文書について

審査請求人の主張と処分庁の説明に基づけば、改めて特定すべき行政文書は以上のとおりであるが、その他に請求対象となり得る行政文書があるかどうかについても処分庁において検索し、請求対象となり得るものがあれば、改めて特定すべきである。

## 2 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

| 年 月 日      | 審 査 経 過                                            |
|------------|----------------------------------------------------|
| 令和3年 6月21日 | 審査庁から諮問を受けた。                                       |
| 令和5年10月31日 | 令和5年度第6回審査会<br>1 処分庁から口頭による説明を受けた。<br>2 事案の審議を行った。 |
| 令和5年11月28日 | 令和5年度第7回審査会<br>事案の審議を行った。                          |
| 令和6年 1月16日 | 令和5年度第9回審査会<br>答申案のとりまとめを行った。                      |
| 令和6年 1月29日 | 審査庁に対して答申を行った。                                     |

### ○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

| 氏 名     | 役 職 名      | 備 考     |
|---------|------------|---------|
| 石 黒 良 彦 | 弁護士        |         |
| 上 田 健 介 | 上智大学法学部教授  | 会長職務代理者 |
| 杵 崎 のり子 | 奈良学園大学客員教授 |         |
| 中 谷 祥 子 | 弁護士        |         |
| 浜 口 廣 久 | 弁護士        | 会長      |